平成２９年（フ）第１１１号
埼玉県越谷市大沢３丁目29番34号
債務者　石橋　昌利
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
埼玉県越谷市大沢３丁目29番34号
債務者　石橋　里花
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
京都府舞鶴市字東吉原512番地
債務者　成田常太郎
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　義和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
札幌市東区北35条東15丁目１番11号　あおい新道東館
債務者　宮崎　晴夫
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
静岡県焼津市柳新屋590－８、住民票上の住所静岡県焼津市焼津１丁目13番３号
債務者　藪内　雅惠
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野末　寿一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７６号
沖縄県浦添市牧港１丁目59番１－115号　浦添市街地住宅
債務者　親里　康雄
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６号
北海道岩見沢市栗沢町美流渡末広町23番地29
債務者　梅津真奈美
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２３号
北海道白老郡白老町栄町２丁目４番32号、前住所北海道千歳市富丘４丁目17番３号レオパレスノースヒルＢ110号
債務者　阿部　景太
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
釧路市鳥取北９丁目１番16号
債務者　高橋　　功
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
釧路市白樺台１丁目19番132号
債務者　皆川ウラヨ
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
盛岡市東松園１丁目29番７－304号、旧住所盛岡市東松園４丁目12番16－26号
債務者　谷村　美幸
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４５号
盛岡市山岸２丁目10番24号
債務者　中島　響子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６０号
愛知県岩倉市大市場町順喜３番地　エスポワールムトウ102号
債務者　清水バチスタこと清水バチスタ　ファビアノこと　ＳＨＩＭＩＺＯ　ＢＡＴＩＳＴＡ　ＦＡＢＩＡＮＯ
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５４８２号
大阪府寝屋川市打上宮前町３番２－701号
債務者　後藤　とみ
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３４号
大阪市住之江区南港中５丁目３番44－1109号
債務者　広瀬　　忍
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２号
大阪市西区南堀江２丁目５番Ｃ－201号
債務者　齋藤　美咲
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９号
大阪市旭区赤川１丁目１番８－712号
債務者　升本　信宜（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部